⑹　使用する主要な資機材　蒸気ボイラー５台、受水タンク（約140㎥）１基、高置タンク（約８㎥）８基、高置タンク（約12㎥）２基

⑺　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（技術提案を除く。）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑾　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

２　競争参加資格

単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。

Ａ　単体有資格者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（管工事）において、法務省の平成31・32年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成31・32年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。

⑷　平成17年度以降に、管工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるアヌはイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建築種別　①新築、②増築（増築は増築部分が条件を満たすこと）又は③改修（改修は撤去及び新設を行っていること）

㋓　工事種目　管工事（衛生設備又は空気調和設備を含むもの）

㋔　施工期間　建築種別の①及び②については、基礎工事の着手から完成まで施工していること。建築種別の③については、工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造　上記ア㋑に同じ

㋒　建築種別　上記ア㋒に同じ

㋓　工事種目　上記ア㋓に同じ

㋔　施工期間　上記ア㋔に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

Ｂ　共同企業体

⑴　共同企業体の代表者である構成員は上記Ａの条件を全て満たしていること。

⑵　共同企業体の代表者以外の構成員は上記Ａ⑴から⑷、⑹から⑼の条件を満たしていること。ただし、上記Ａ⑶に掲げる総合数値は、「950点以上」とする。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員は上記Ａ⑸ア及びウの基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することができること。

⑷　共同企業体の構成員の数は２者とする。

⑸　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上とする。

⑹　共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

⑺　経常建設共同企業体でないこと。

⑻　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　段階的選抜方式に関する事項

上記２に掲げる競争参加資格を満たす者について、申請書及び資料に記載された企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。また、競争参加資格を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格を満たす者全てについて選抜する。共同企業体による入札参加希望者については、共同企業体の代表者である構成員について評価点を算出する。選抜された者は、技術提案を提出し、入札に参加することができる。なお、選抜の際の評価点合計は、技術提案等による総合評価において加点しない。

４　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」及び「施工体制」をもって入札を行い、次のア及びイの要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイの要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。